

レセネット®に加盟しました。 ジェネリック医薬品が充実

「レセネット」とは、調剤レセプト※1の審査・支払業務を健保と調剤薬局との間で直接※2行えるネットワークサービスです。

※1：調剤レセプト…調剤薬局が健保組合に調剤費を請求するための請求明細書のことで。

※2：直接審査支払事務…規制緩和により健保組合自らが行えるようになりました。

(厚生労働省保険局通知/平成19年1月10日保発第0110001号)

レセネット（直接審査支払制度）のしくみ

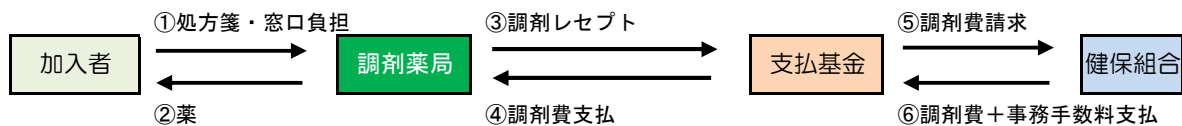
- 被保険者（本人）と被扶養者（家族）の方が医療機関で処方された薬を薬局で受け取る時、加入者の方が支払うのは調剤費の3割※3で、残りの7割は健保組合が薬局に支払います。
- 薬局から健保組合への請求や健保組合から薬局への支払いは、社会保険診療報酬支払基金を経由する必要がありますが、レセネットに加盟している薬局との間では、支払基金を経由せずに行うことができます。
- 加入者の方の窓口負担額や調剤内容は、レセネットに加盟している薬局と加盟していない薬局のどちらを利用しても変わりません。

※3：一部負担の割合は、年齢・収入により異なります。

■レセネットに加盟している薬局を利用した場合



■レセネットに加盟している薬局を利用しない場合



メリット I

健保財政のコスト削減

●医療費の請求・支払等を、社会保険診療報酬支払基金を通さずに行うため、その分の事務手数料が軽減され、健保財政のコスト削減につながります。

●平成28年7月現在、レセネットに加盟している調剤薬局は全国に約2,500薬局あります。今後、レセネットに加盟する薬局が増え、その薬局を利用する方が増えるほど、コスト削減効果は上がります

メリット II

ジェネリック医薬品充実

●レセネットに加盟している多くの薬局は、ジェネリック医薬品の推奨・普及に積極的に取り組んでおり、品ぞろえが豊富です。

●利用する加入者の方がジェネリック医薬品を選んでいただくことにより、窓口負担も、健保組合の負担も抑えることができます。

レセネット加盟薬局については[別表に掲載](#)しています。

今後も加盟薬局が増加する予定です。（定期的にホームページを更新します）